

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 3 月 8 日
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略民間都市再生事業

内容：民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例
(国家戦略特別区域法第 25 条に規定する国家戦略民間都市再生事業)

- ⑧ 羽田エアポート都市開発株式会社が、羽田空港跡地第 2 ゾーンにおいて、国際拠点に求められる宿泊施設・多目的ホール・会議室の整備、旅客の利便性向上に資するバスターミナル等を整備する。【平成 30 年 4 月に着工予定】

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例
(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ⑩ 三井不動産株式会社及び野村不動産株式会社が、日本橋一丁目中地区において、大規模国際カンファレンス施設、国際級ホテル等の都心型複合 M I C E 拠点等及び歴史・文化を踏まえた魅力ある水辺空間を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 47～50 のとおり決定又は変更する。【平成 33 年 12 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（日本橋一丁目中地区） 別紙 47

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 48
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業 別紙 49
- ・東京都市計画日本橋一丁目特定街区 別紙 50

- ⑪ 平和不動産株式会社が、日本橋兜町・茅場町一丁目地区において、「国際金融都市・東京」構想に資する、資産運用業者等の起業支援施設や投資家と企業の交流促進拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 51 のとおり決定する。【平成 31 年 3 月に着工予定】

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画日本橋兜町・茅場町一丁目地区地区計画 別紙 51

- ⑳ 野村不動産株式会社、NREG 東芝不動産株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社が、芝浦一丁目地区において、水辺の観光拠点を中心としたアフターコンベンション施設や外国人居住者等の生活支援施設等の国際ビジネス・観光拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 52～56 のとおり決定又は変更する。【平成 33 年 3 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（芝浦一丁目地区） 別紙 52
- ・東京都市計画都市再生特別地区（浜松町二丁目 4 地区） 別紙 53
- ・東京都市計画特定街区芝浦一丁目特定街区 別紙 54

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画芝浦一丁目地区地区計画 別紙 55
- ・東京都市計画道路特殊街路港歩行者専用道第 1・8 号線 別紙 56

- ㉑ 森ビル株式会社、独立行政法人都市再生機構及び東洋海事工業株式会社が、虎ノ門一・二丁目地区において、東京メトロ日比谷線新駅の駅広場、歩行者ネットワーク、ビジネス発信拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 57～59 のとおり決定又は変更する。【平成 30 年 10 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一・二丁目地区） 別紙 57
- ・東京都市計画地区計画虎ノ門一・二丁目地区地区計画 別紙 58

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙 59

(5) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

- ㉒ 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）が、膠原病等の革新的な医薬品の開発、手術等を行い、先進的な医療を迅速に提供し、実用化するため、新たに病床 8 床を整備する。【平成 30 年度中に実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(6) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：慶應義塾大学病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを

治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

(7) 事項：小型無人機の実証実験を促進するための「ドローン実証ワンストップセンター」の設置

内容：小型無人機の実証実験（以下「実証実験」という。）を促進することにより、有人地帯（第三者上空）での目視外飛行による小型無人機の利活用の本格化の早期実現を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「ドローン実証ワンストップセンター」（以下「ドローンセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 30 年 3 月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省）及び千葉市
- ii) 設置場所：千葉市役所（千葉市中央区千葉港 1 番 1 号）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：ドローンセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関等への確認を含む）、関係機関等との調整
 - ・実証実験の実施に係る地域への周知等
 - ・ドローンセンターの取組の広報
 - ・「千葉市ドローン宅配等分科会」における検討への協力 等